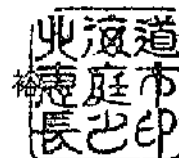


恵庭市老人福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第7号

恵庭市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

恵庭市老人福祉施設条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条（略） （開館時間） 第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後4時まで_____ _____.とする。ただし、 <u>恵庭市島松穂の家</u> にあっては、午前9時から午後10時までとする。	第1条～第5条（略） （開館時間） 第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後4時まで <u>（恵庭市島松穂の家の開館時間については、午前9時から午後10時まで）</u> とする。ただし、 <u>恵庭市福住穂の家の開館時間については、規則で定める</u> 。
2（略）	2（略）
第7条～第13条（略）	第7条～第13条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

